

〔様式 1〕

事務事業評価表

記入年月日	平成16年4月20日			
平成16年度	事業コード	11310	電話	042-769-8355
担当部課名	保健福祉部	障害福祉	課	
事務事業名	知的障害児者短期入所事業			
予算上の事務事業名	知的障害児者支援費			

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第3節	障害者の自立支援と社会参加	15年度
施策名	第1施策	自立した生活を実現するための環境づくり	

2 実施根拠及び関連法令等

知的障害者福祉法・児童福祉法・知的障害者福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則・児童障害者福祉法に基づく居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給等に関する規則・知的障害者福祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則・児童障害者福祉法に基づく居宅支援、施設入所等の措置に係る費用の徴収に関する規則・相模原市居宅生活支援措置実施要綱

3 事務の区分

自治事務

4 経費の区分

義務的経費

5 事務事業の分類

国庫補助事業

6 受益者負担

あり

7 事業概要

(1) 事業の目的...何をどのように(どのような状態に)したいのか 本事業は、平成15年度に県から市に移行した事業(「知的障害者福祉法」及び「児童福祉法」の一部改正による。)であり、知的障害者及び障害児を介助している家族が疾病等の理由により、居宅における介助ができない場合等に、一時的に施設を利用することにより、本人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に実施。	(2) 対象(誰、何) 市内に居住する知的障害者及び障害児
	対象数 2,781 単位 人
(3) 平成15年度事業の内容...市が実際に行った事業の内容 知的障害者及び障害児の障害や介護の状況、サービスの必要性に応じて短期入所の支給決定を行い、支援費を支給した。 利用者数：282名	
(4) 個別計画の概要	概要
計画名 相模原市障害者福祉計画	障害者を主体とした施策を総合的に推進し、各種サービスを体系的に提供する。実施計画(前期H10~14、中期H15~18、後期H19~22) 地域福祉サービス
計画年次 10年度~22年度	

8 評価指標...事業の目的達成度を計るための指標

16,17年度は目標値

成果指標	指標名	指標式・指標の単位	指標設定の意図	指標の推移(年度)				
				13	14	15	16	17
	支給決定者に対する利用者割合	実利用者数/支給決定者数=利用者割合(%)	支給決定者に対し、実際にどの程度利用されているか。			43	50	50
	利用定員	知的障害者または児童を対象に短期入所の事業者指定を受けた施設の利用定員(人)	短期入所の利用ニーズに対して、受け皿が十分確保されているか。			19	25	25

9 事業費等の年度別状況

〔金額単位：千円〕

事業費	決算(予算)額	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
		決算	決算	決算(見込み)	予算	予算(見込み)
				70,233	97,204	135,000
	人員・時間数			300H	300H	300H
	人件費			1,191	1,191	1,191
	その他経費					
	合計	0	0	71,424	98,395	135,000
	特定財源			35,116	48,602	67,500
	対象数(人)			2,781	2,790	2,808
	単位あたり経費(円)	#DIV/0!	#DIV/0!	25,682.8	35,267.0	48,076.9

10 個別評価(担当課による一次評価)

(1)達成度 評価 A ▼	A:達成している	チェック項目	・成果指標の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	B:一部達成していない		・活動指標の達成度 <input type="checkbox"/> 高 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	C:達成していない		・事業目標の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
		説明	知的障害者及び障害児が在宅の介助ができない場合に一時的に施設を利用するため、必要に応じて最大限の支給決定を行っているため、実際の利用率は50%程度となっている。
(2)必要性 評価 A ▼	A:適応している	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・市民や社会のニーズにかなっている
	B:一部適応していない		<input checked="" type="checkbox"/> ・状況の変化(対象や内容)に対応している
	C:適応していない		<input type="checkbox"/> ・当初設定した事業目的が達成されていない
		説明	<input checked="" type="checkbox"/> ・国、県、民間、市民との役割分担から見て、市が事業を行う必要がある 知的障害者及び障害児を介助している家族にとって、疾病、出産、冠婚葬祭等の理由により在宅の介助が出来ない場合、必要とされる事業である。
(3)有効性 評価 A ▼	A:有効である	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・上位の施策、計画目的達成のために有効である
	B:一部有効でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・期待された成果が得られている
	C:有効ではない		在宅で介護を行うことが一般化され始め、実際に在宅の障害者が増えている現状を考慮すれば、短期入所の必要性は今後も高まっていくことが予想されるため。
		説明	
(4)効率性 評価 A ▼	A:優れている	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・予算や人員に見合った効果が得られている
	B:一部改善の余地がある		<input type="checkbox"/> ・他市と比べてコストや効率性が優れている
	C:改善の余地がある		<input type="checkbox"/> ・他の類似事例と比べてコストや効率性が優れている
		説明	<input checked="" type="checkbox"/> ・同一対象者に対して同種のサービスが重複していない 国で定められた基準単価にて実施している。民間事業者等ノウハウを有する事業者がサービスを提供することにより、より柔軟な、質の高いサービスの提供ができており、効果を上げている。
(5)公平性 評価 A ▼	A:公平である	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・対象者と非対象者との不公平・不均衡は、妥当な範囲である
	B:一部公平でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・受益者の費用負担は適正である
	C:公平でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・対象者の設定は適切である(年齢や所得等を考慮している)
		説明	知的障害者及び障害児のうち短期入所を必要とする者は、サービス利用の必要度に応じた量を受給することができ、費用負担についても応能負担となっている。
(6)成果の向上及び費用対効果を高めるための方策		(7)今後の課題となっていること	
支援費制度の更なる周知		重症心身障害児者については医療的ケアが必要とされることから、受け入れ可能施設が限定され、時期的に利用に支障が生じる場合がある。	

11 総合評価(担当課による一次評価)

評価	AAA ▼	他自治体の類似事業との比較
	国の法律で定められた基準に基づいて事業を実施しており、他自治体と大きな差異はない。	
今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	総合評価に関する説明
<input type="checkbox"/>	見直し	在宅介護を行っている家族にとって非常に必要性の高い事業であるため、今後も継続して事業を推進する必要がある。
<input type="checkbox"/>	完了・廃止	
<input type="checkbox"/>	完了(廃止)済	

12 二次評価コメント(行政評価会議による二次評価)

--